

サービスガイド

◆ご用命はお部屋のお電話「フロントAボタン」または「190番」で承ります◆

◎電話(外線)

外線をお掛けになる際は【0】を押してから先方の番号を押してください。

◎国際電話

最初に【0】を押し、国際識別番号【010】、国番号、地域番号、先方の電話番号の順にダイヤルしてください。詳しくはフロントへお問い合わせください。

◎客室間の電話(内線)

他の客室へ直接電話をなされる場合は、先方の客室番号を押してください。

◎モーニングコール

お電話で自動セットができます。ダイヤル【B】の次に、ご希望のお時間を設定してください。

(例)午前7時30分の場合→【B】0730でセットされます。

取消の場合はダイヤル【C】を押してください。

◎貴重品

貴重品は客室にご用意している金庫に保管してください。またはフロントへお預けください。

◎冷蔵庫

冷蔵庫内のお飲み物は無料にてご用意しております。(追加は別途ご料金がかかります)

◎ウエルカムサービス

15:00～18:00の間、バーカウンターにてお飲み物サービスを行っております。

◎色浴衣

女性には色浴衣をロビー階にご用意(無料)しております。ご自由にご利用いただけます

◎マッサージ

ご希望の場合はフロントまでご連絡ください(外注) ※40分 4,500円(税別)～

◎観光・ネイチャーセンター

周辺観光のご案内はフロントにて承ります。

◎宅配便・郵便物

宅配便・郵便物の取り扱い、及び切手の販売はフロントにて承ります

◎タクシー

ご予約はフロントにお申し付けください

◎チェックアウト

午前11時でございます。延長の場合はあらかじめフロントまでご相談ください。

◎会計

フロントにてご精算ください。

施設のご案内

◎大浴場「風月」

ひのき風呂、懐かしさ溢れるノスタルジックなタイル張りのお風呂、じっくり浸かって頂きたい寝湯、開放的な露天風呂をご用意しております。
疲れた身体を芯まで温め、ゆっくりとリラックスする事ができるでしょう。

15:00～翌朝10:00

※男女入替有(21:00～21:30)

◎メインダイニング「春秋」

北海道・十勝の新鮮な旬の食材・素材をライブ感溢れる創作和食懐石でご提供いたします。
斬新で繊細な三余庵ならではの味覚をぜひお楽しみください。

ご夕食 17:30～21:00(20:00ラストオーダー)

ご朝食 07:30～10:00(09:00ラストオーダー)

◎アロマテラピーサロン「ラフィーネ」 2F

アロマテラピーの父と言われる「Dr.Valnet」の最高級オイルを使用したオイルトリートメント。プライベートな空間を重視した個室で、「ラフィーネ」でしか体験できないリラクゼーションをお楽しみください。
ご予約はフロントで承ります。

※完全予約制 最終受付21:00

◎BAR「道草」

名前の由来は夏目漱石の作品から。
フレッシュフルーツを使ったカクテルをはじめ、北海道のウイスキーなどをご用意しております。
ゆっくりと味わってください。

15:00～23:00(22:30ラストオーダー)

※時期により営業時間が変更になる場合がございます。

◎ライブラリー「旅愁」

北海道の自然や動物の写真集など、様々な書籍とヒーリング(癒し)のCDをご用意しております。
薪ストーブとロッキングチェアで心地よい時間をお過ごしください。

第一ホテル 豊洲亭・豆陽亭のご案内 ※連絡通路をご利用ください

◎大浴場「湯楽」	13:00～25:00	4:00～9:30
◎売店「玉手箱」	7:30～22:00	
◎麺屋「雫音」	21:30～23:30	
◎足湯テラス「はるにれ」	8:00～11:00	14:00～22:00
◎バー「ウイズ」	20:00～24:00	

※季節により時間の変更がございます。フロントまでお問い合わせください。

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前事項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかった事を証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払い頂きます。

3 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに支払頂かない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しない事とする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じる場合があります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前項第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次にあがる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

- (1) 宿泊の申込み込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に監視、法令規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行動をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイ～ハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させる事ができないとき。

(9) 北海道旅行業法施行条例第5条第 号の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除する事ができます。

2 当館は宿泊客がのそ責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます）は、別紙第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知した時に限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次にあがる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められたとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ない事
 - (7) 北海道旅行業法条例5条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用施設に対するいたずら、その他当館が定める利用規定の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍旅券番号・入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、あらかじめ、前項の登録時にそれを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事が出来ます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは室料金相当額の30%
 - (2) 超過6時間までは室料金相当額の50%
 - (3) 超過6時間以上は室料金相当額の100%
- 3 前項の室料金相当は基本料金の70%とします。

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は当館内においては当館が定めた利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 当館の施設の営業時間は次の通りとします。

- (1) ルームサービス
午後3時から午後10時まで
 - (2) メインダイニング「春秋」
ご朝食 午前7時30分から午前10時まで
ご夕食 午後5時30分から午後10時まで
 - (3) バー「道草」
午後3時から午後10時まで
 - (4) アロマテラピーサロン「ラフィーネ」
午後3時から午後10時まで
 - (5) 大浴場「風月」
午後3時から翌朝10時まで（午後9時～男女入替清掃有）
- 2 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には適当な方法をもってお知らせします

（料金の支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1にあげるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当館の責任）

第13条 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害をあたえたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

3 当館は、消防機関が交付する適マークの対象外施設（2階以下又は収容人数が30人未満）ではありますが、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

（寄託物等の取り扱い）

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払いその補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当館は責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、紛失、棄損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客が行わなかったときは、当館は60万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、棄損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し所有者の指示がない場合は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

（駐車場の責任）

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの預託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任者まで負うものではありません。但し駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1 宿泊料金の算定方法
(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本料金(室料+朝食、夕食料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③追加飲食及びその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

- 備考 1 基本料金は別に別に提示する料金表によります。
2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供した時は大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供した時は大人料金の50%、寝具及び食事を提供しない3歳～6歳については入館料4,000円(税別)を、1歳～2歳については入館料1,000円(税別)を頂きます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	契約解除の通知を受けた日									
	不泊	当日	前日	二日前	三日前	五日前	六日前	七日前	八日前	十四日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%					
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%				
31名以上	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	15%	15%

- (注) 1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはその引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た時は切り上げ)に当たる人数については、違約金は頂きません。

貸金庫規定

1、本規定の適用

宿泊客が客室内備え付け貸金庫(以下「貸金庫」という)を利用される場合は、本規定を適用します。

2、貸金庫利用契約の性質

貸金庫利用契約の性質は貸金庫の使用賃貸であって、貸金庫に格納する者についての寄託契約ではありません。従って当館は貸金庫を利用する宿泊客(以下「利用客」という)が貸金庫に格納した物についてこれを補完する責任を負わず、またその内容の滅失、損害、変動等について一切責任を負いません。

3、利用時間

貸金庫の利用時間は、利用客が宿泊登録時からチェックアウト時までとします

4、格納

当館は、正当な理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

5、明け渡し

- (1) 利用客はチェックアウト時には貸金庫に格納した品物一切を取り出してチェックアウトして下さい。
- (2) 利用客が貸金庫に格納した品物を残置して当館を出発した場合、当館は貸金庫を開き、格納品を別途管理し、又は利用客がその所有権を放棄したものとみなしてこれを任意の方法で廃棄することができるものとし、利用客は当館が行うこれらの処分について一切異議を述べないものとします
- (3) 前項の処分に要する費用（貸金庫を開く際に公証人その他の者の立ち合いを求めた時はその費用を含む）は、利用客の負担とします。

6、緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、又は火災や、格納品が当館に損害を及ぼすと判断された時、緊急の場合には、当館はマスターキーを使用して貸金庫を開き、その裁量で適切な措置をとることが出来ます。このために生じた損害について、当館は一切責任を負いません。

7、損害賠償

- (1) 火災、地震、暗証番号の盗用及びお客様の誤使用その他当館の責めによらない事由により、貸金庫の開庫に応じられなかったために生じた損害、及びこれらの事由による格納品の滅失、変質などの損害について、当館は責任を負いません。
- (2) 格納に起因して当館または第三者が損害を受けた時は、利用客はその損害を賠償する義務を負うものとします。

ご利用規則

旅館の公共性と安全性を確保するため、当館をご利用のお客様には宿泊約款第10条に基づき下記の規則をおまもりいただく事になっております。

この規則で禁じられた事項をおまもりいただけないときは、宿泊約款第7条により宿泊の継続をお断りさせていただきます。

記

- (1) 廊下及び客室内で暖房用、炊事用などの火気をご使用にならない事
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらない事
- (3) 高声放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりするような事のないこと
- (4) 廊下及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならない事
 - (イ) 動物、鳥類
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多量な物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- (5) 廊下及び客室内で、賭博及び風紀を乱すような行為をなさらない事
- (6) みだりに外来者を客室内に入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらない事
- (7) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらない事
- (8) 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てない事
- (9) 客室内の諸物を当館の外へ持ち出したり、館内の他の場所に移動したりなさらない事
- (10) 旅館の建築物や諸設備に異議をとりつけたり、現状を変更するような加工をなさらない事
- (11) 旅館外観を損なうような物品を窓にお掛けにならない事
- (12) 旅館内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらない事
- (13) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらない事
- (14) 旅館外から飲食物の出前をお取りにならない事
- (15) お勘定は2日毎にお支払い下さる事
 - 二日以内でも、50,000円を超えた場合、旅館から請求があったらお支払下さる事
- (16) ご予定宿泊日数お変更なされる場合は、フロント係に予めご連絡下さる事
- (17) ご予定宿泊日数を延長なされる場合は、延長以前のお勘定をお支払い下さる事
- (18) お預かりの洗濯物やお忘れ物の保管はご指定のない限り、ご出発3か月までとさせていただきます

防災のご案内

当館は音更消防署により認定を受けておりますので、安心してご宿泊ください

館内は禁煙となっております。また、寝たばこは絶対におやめくださいますようお願い申し上げます。

◎非常口

1、当館の非常口は各回左右両端にあります。

恐れ入りますが、お部屋におつきになりましたら必ず最寄りの非常口をお確かめください。

◎自動火災警報装置

2、当館には自動火災警報装置が完備されており、24時間警戒致しております。

万一、警報をお聞きになることがございましても客室設備の多くは法令に基づく不燃及び難燃材をして状況により最寄避難口からお静かに退避をお願いします。

◎エレベーター

3、火災警報が発令されますとエレベーターは停止しますので、エレベーターのご使用はなさいませぬようお願い致します

◎非常口

4、お部屋には非常灯が用意されております。また万一停電の場合も入口の非常灯及び廊下階段の非常灯がつきます。

◎通報

5、万一お部屋また廊下等館内にて火災の恐れがあるとお気づきになりましたら、フロントボタンまたは廊下の非常電話などでお知らせください。当館消防組織が直ちに緊急体制をとりお客様の安全を確保します。

6、当ホテルの自衛消防隊は定期的に消防署の指導訓練を受けておりますとともに自主的に館内点検消防訓練を実施しております。また音更消防署が当館から1分の距離にありますので、万一の際も数分の内に消防署本隊が到着致します。ご安心くださいませ。